

日本実験言語学会(JELS)役員等選出規則

第1条 本規則は、日本実験言語学会（以下、学会）定款第15条に基づく、本学会の役員等選出にかかわる諸規則を定めたものである。

第2条 会長および副会長は、理事会の互選により選出され、総会の承認を得た者とする。

第3条 理事は、会員の互選によって選出され、総会の承認を得た者とする。選出の方法は以下のとおりである。

2 会長は副会長と合議の上、理事候補者を理事会に提案する。理事候補者は正会員の直接投票による信任投票を受けなければならない。投票総数の半数以上の信任をもって選出される。

3 理事候補者を信任しない場合、候補者の半数未満の人数に限り、会員の中より自由記述することができる。

4 理事候補者が不信任となった場合、自由記述の最高得票者を選出する。

第4条 事務局長は、会員の中から会長の推薦を受け、理事会の承認を得た者とする。事務局長は、在任期間中は理事となる。

第5条 会計は、理事の中より会長が委嘱し、理事会の承認を得た者とする。

第6条 監事は、理事以外の会員の中より会長が委嘱し、総会の承認を得た者とする。

第7条 顧問は、会長経験者の中より会長が委嘱し、総会の承認を得た者とする。

第8条 各種(編集、広報)委員会の委員長は、理事会の推薦を受け、総会の承認を得た者とする。

2 各種委員会の委員は、委員長の推薦を受け、理事会の承認を得た者とする。

第9条 選挙管理委員は、理事候補者以外の会員の中より会長が2名委嘱し、理事会の承認を得た者とする。

2 選挙管理委員会の委員長は選挙管理委員の中より会長が指名する。

附則

本規則は、平成23年9月2日より施行する。

附 則

平成 27 年 8 月 8 日修正。

附 則

平成 28 年 9 月 2 日修正。

日本実験言語学会 (JELS) 役員等選出細則

投票方法

1. 選挙管理委員会から候補者の氏名が記されたテキストファイルが送られる。
2. 信任する者の氏名を残し、不信任の候補者の氏名は削除する。
3. 候補者の半数未満の人数に限り、不信任とした人数分、会員の中から適任者を自由に記入できる。

投票方法細則

1. 投票はメールを用いて行なう。
2. 投票はメール本文ではなく、テキストファイルを添付して行なう。
3. 添付するテキストファイルには、投票者の情報を記入しない。
4. 本文に投票者の氏名を記入する。
5. 投票先は選挙管理委員会が定めるアドレスとなる。

無効となる場合

1. メールによらない場合。
2. 本文に投票内容が記入された場合。
3. テキストファイルに投票者の情報が記入されている場合。
4. 所定のアドレス以外に送付された場合。
5. 候補者の半数未満を超える人数の自由記述があった場合、全ての自由記述を無効とする。
6. 同一個人からの複数投票については、最初に送られた投票のみ有効とし、それ以降に送られたものは無効とする。

附則

本細則は、平成 23 年 9 月 2 日より施行する。